

Ⅱ．学校経営

Ⅰ 本校の教育方針及び教育目標

① 基本方針

本校の教育は、創立以来諸法令に基づき、民主的で文化的な国家・社会と福祉に貢献できる人間の育成を期して行われてきた。

本校区は、枚方市の中部エリアに位置し、昭和47年に、枚方市立山田小学校と枚方市立明倫小学校の2校の校区を再編成し、開校した。校区には、住宅地が多く、公園などもあり子どものあそび場にも比較的恵まれている。また、地域コミュニティも非常に学校教育に協力的である。

本校教育の推進にあたっては、生涯を通じて自ら主体的に学び、社会の変化に対応できる主体性の育成をめざすことを基本方針とする。そのために、基礎・基本を重視し、自ら考えて、行動することができる力を育てる教育を推進する。また、命を大切にし、思いやりをもって助け合うことのできる豊かな人権感覚を持ち、個性を生かす教育の充実に努めるとともに、「次代を担い」国際社会に貢献できる多様な価値観を受容できる人材の育成にあたる。

② 学校教育目標

【学校教育目標】 「次代を担う 主体性を育む」

【めざす子ども像】

「すすんで学ぶ子」基礎・基本を身につけ、自分で考え行動する子ども
「心豊かな子」命を大切にし、思いやりを持って助け合う子ども
「たくましい子」目標に向かって粘り強く頑張る子ども

【めざす学校像】

- ・一人一人が大切にされ、生き生きと活動できる「楽しい学校」
- ・基礎基本を身に付け、学ぶ意欲が持てる「授業が分かる学校」
- ・学習環境が整い、進んで学習に取り組める「きれいな学校」

【めざす教職員像】

- ・子どもの心の理解に努める「人間性豊かな教職員」
- ・心身ともに健康で向上心があり「研修を深め続ける教職員」
- ・公教育に携わる使命感と責任感がある「信頼される教職員」

2 今年度の重点目標と課題に向けた取り組み

①重点目標

「児童・教職員の主体性を育む」

本校の児童は、素直で子供らしく、真面目に日々の学習活動に取り組んでいる。一方で、不登校率が4%以上となり様々な理由から学校に来にくい児童が多く、困難な場面に出会った際、粘り強く取り組んだり、何度も挑戦したりすることを恐れる傾向がある。本校の教育目標は、児童がこれからの予測困難な社会の中でよりよく生きていくための「主体性」を育むことである。言い換えれば、自ら考え、判断・決定し、行動する児童を育てることである。

そのため、中宮スタンダードとして「時を守り、場を清め、礼を尽くす」を生活の基盤に据え、主体性を育む学校、学級経営を行っていく。日々の学習活動においては、心身ともに健康で向上心があり、主体的に研修を深め続ける教職員の姿こそが児童のモデルとなり、児童が考え、判断し、協働する授業デザインを行っていく。また、学校と家庭のシームレスな学びを通して、主体的に学ばせ、学力を習得させる。児童が、心理的安全性を得て、多様性を学び、自己と他者を尊重することの大切さを知り、共に成長していくことを支援する。

本校では、以上のような児童の現状、保護者、地域の思い、そして枚方市教育大綱の理念を十分に踏まえた学校運営を行う。

②枚方市の教育理念

(1) 枚方市教育大綱

「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方子ども”の育成」

～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

重点方針1. 社会を生き抜く力の育成

重点方針2. 豊かな心と健全な身体の育成

重点目標3. だれ一人取り残されない教育の実現

重点目標4. 豊かな学びを支える学校園づくり

重点目標5. 遊びや学びの充実

(2) 枚方市教育振興基本計画(平成28年度～令和9年度)

教育目標「学び合い、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく」

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

③重点課題

(1) 適正な学校運営の確立

①学校経営基本方針の具現化を図るために組織体制の構築や人材育成を図る。

②企画委員会では、職員会議の議題の整理や学校運営上の諸問題及び提案内容の検討を行い、方針を示す。

- ③校務分掌の責任者を明確にするとともに、人材育成の視点をもって教員の特性、能力を生かし、適材配置を図る。
- ④学校徴収金の適正な管理と運営及び精査を行う。
- ⑤「働き方改革」の視点を持ち、教職員のウエルビーイングに努める。

(2) 学力向上及び校内研究の充実

- ①学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成するとともに、学習指導要領に示された内容を適切に指導していく。
- ②教職員のICT活用指導力の向上を図り、各教科においてICT等を効果的に活用した学習活動の充実を図る。
- ③「進んで学ぶ子育成部」を中心として、組織的・計画的に教職員の研究を行う。研究テーマに沿って個人テーマを設定し研究する。年に1度、外部講師を招聘し、研究授業及び公開授業を行う。
 - 研究主題及び目標を明確にする。テーマ「次代を担う主体性の育成」
 - 研究教科…個人テーマに沿って、領域を設定する。
 - 全体研修会、校内研究授業、公開授業等、講師からの指導助言をもとに、児童の主体的な学びにつなげる。
 - 大阪府及び枚方市が実施する研修会等に積極的に参加する。
 - 経験の浅い教職員が学びやすい雰囲気や機会を設定し、学校として育成していく。
- ④「すすんで学ぶ子育成部」を中心として、全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題を基に「学力向上プラン」を作成し、確かな学力を育成する。
 - 実践的指導力の向上を図るため指導の工夫・改善を行う。
 - 「協働的な学び」と「個別最適な学び」の実践を行う。
 - 授業においては「めあて」や「まとめ」の提示や見通しを立てて学習し、振り返ったりする活動を取り入れる。（「Hirakata 授業スタンダード」（第3版）に基づいた取り組みの推進）
 - 学力の定着状況を把握するとともに指導方法の改善や評価活動を充実させる。
 - 家庭学習の定着に向け、全学年で探求ノートに取り組み、「家習の手引き」を配布するなどシームレスな学びを習得させる。
- ⑤「全国体力運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析し、本校の体力状況に合わせた「体力向上推進計画」を作成して「運動能力向上」に向けた取り組みを行う。
 - 「たくましい子育成部」を中心として、体力向上の取り組みを計画的に進める。
- ⑥朝学習を学校全体で系統的に取り組む。
 - 朝学習 月 フリー ・火：国語・算数 ・水：読書 ・木：国語・算数 ・金：フリー
 国 語…漢字の学習、文字の練習、新聞プリントなど
 算 数…AIドリル、ドリルプラネット、ミニプリントなど
 フリー…国語・算数・読書など クラスの実情に合わせて取り組む。
- ⑦学校司書を活用し、「学校図書運営方針」に沿った読書活動の推進
- ⑧「食に関する指導の全体計画」に沿った食育の推進

⑨キャリア教育

○幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性を視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育の充実を図る。その際、キャリア・パスポート等の活用を図っていく。

⑩特別活動

それぞれの発達段階に応じた特別活動年間計画にのっとり6年間の系統性をもって推進する。

○委員会、クラブ活動の充実。(学校運営への参画)

○学級会活動の運営。(民主主義の基本)

○スクールメイキングの考え方を取り入れる。

⑪小中連携の推進

○中学校区で「めざす子ども像」を共有し、義務教育9年間を見据えた取り組みを進める。これまでに共有してきた「学習規律の確立」「学びの連続性」を踏まえ、さらに組織的・計画的な取り組みを進め「授業スタイル」の共同研究、合同授業研究・協議会を実施する。

⑫幼保こ小連携(架け橋プログラム)

○就学前園児の体験見学会や教員の園訪問などを行う。入学後は学校での習慣を浸透させるとともに、低学年から学習習慣の積み上げを行う。

(3) 人権教育の推進

①本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育全体計画・年間計画を作成し、組織的に取り組み、推進していく。

②教師が人権意識に基づいた学級経営や授業づくりを行うことで児童のお互いを大切にする意識と態度を養い、心豊かな子どもの育成に取り組む。

③教職員一人一人が、豊かな人権意識・感覚を持って教育活動を推進できるよう、「人権情報ガイド」に「ゆまにてなにわ」等の活用を図る。

④発達段階に応じた包括的性教育を行い自己有用感を高めていく。

⑤発達段階に応じて在日外国人教育や平和教育・同和教育・男女平等教育等に取り組む。

⑥教職員の人権意識を研ぎ澄まし、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用した教育活動を展開する。

(4) 支援教育の推進

①支援学級設置計画に基づき、適切に実施・運営を行う。

②支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、全校的な支援体制の下で教育活動を進める。なお、ケース会議等ではSSW,SCと連携し、その内容は全教職員で共通理解を図り取り組む。

③障害のある児童一人一人に応じた教育課程を編成し、「個別の指導計画」と「個別の支援計画」の実施に努める。

④ダイバーシティの理念を踏まえ、障害のある児童の自立をめざし、まわりの子どもとともに育ち合え

るように努める。

⑤通常の学級における合理的配慮を推進する。

⑥学校のユニバーサルデザインを推進する。

(5) 道徳教育の推進

①学習指導要領に基づいた全体計画・年間計画を全教職員の共通理解のもと作成する。

②すべての学級で「道徳科」を年間35時間（小1は34時間）以上確保し、それぞれの学年で新学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導する。

③道徳教育の充実の具現化として清掃活動に取り組む。

④道徳科の指導については、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、児童の発達段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究を深めていく。

(6) 生徒指導上の諸問題の解決

①いじめ、不登校等の生徒指導上の問題について、生徒指導主担者を中心とした組織的な生徒指導体制により適切な指導に取り組む。

②いじめ、不登校等の諸問題を早期発見、未然防止するために調査を実施するとともに、児童が安心して登校できる学校づくりに努める。

○本市及び本校いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に取り組む。

○いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導し、保護者との連絡を密にしながら未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。

○児童・教職員・保護者が一体となり不登校・児童虐待の早期発見・早期対応に取り組む。

○教職員のカウンセリングマインドを向上させるとともに、SC や心の教室相談員等の専門家を活用し、児童・保護者への相談活動の充実を図る。

○「ほっとルーム」の設置と不登校支援員の活用

③児童にとって「行きたい学校」となるよう、全教職員が児童の心に寄り添う。

○児童の心理的安全性を確保した学級経営を行う。

○異学年児童同士が関わり合う場を設定して交流活動をもち、共に育つ仲間意識を育成する中で、豊かな人権感覚と自他尊重の精神を育てる。

○主体的に学ぶ時間「中宮タイム」の設定。

④基本的生活習慣の確立

○中宮スタンダードの徹底。「時を守り、場を清め、礼を尽くす」を教師垂範で徹底する。

○環境・美化指導部会を中心に校内美化活動（掃除の指導）を徹底する。

○「ものを大切にする」心の育成

○代表委員会が生活目標を決め、全校で取り組む。

(7) 安全教育・防災教育

- ①自然災害・学校自己、交通事故・不審者の侵入等から児童を守るため、安全教育を充実させる。
 - 危機管理マニュアルの徹底と改訂
 - 危機管理に対する教職員の意識を高めるため、定期的な注意喚起と研修会を行う。
 - 児童の発達段階に応じて、自ら危険を回避する力の育成に努める。
- ②登下校時および課業時間の安全確保については、保護者・地域・関係諸団体の協力を得ながら積極的に取り組む。
 - 登下校時には、地域・保護者の協力を得て安全確保を徹底する。
 - 校門等は安全監視ボランティア及び安全監視員等の協力を得て適切な開閉を行う。
 - 教職員の常時名札着用を徹底する。
 - 遊具等は、毎月点検を行い、必要がある都度、修理する。
- ③水泳指導時における管理体制を確立する。
- ④校外での不審者や危機対応について学校体制を確立する。
 - 不審者等情報について地域との共有を図り、連絡体制を確立する。
- ⑤地震や風水害等に対する避難訓練を行い、児童の安全確保に努める。また、非常変災時に備え、保護者の協力を求めて引き渡し訓練を実施する。

(8) 家庭・地域と連携した「地域とともにある学校」づくり

- ①学校教育自己診断アンケート結果を踏まえ、学校運営の改善を図る。
- ②コミュニティスクール担当者による地域の人材の積極的な活用を図る。
- ③関西外語大学や看護専門学校の学生を受け入れ人材育成を行い、子どもたちにとって多くの他者と触れ合う機会を作る。
- ④土曜授業または参観等を活用し、保護者・地域に授業等を公開する。
- ⑤コミュニティスクールを実施し、学校運営に保護者・地域が参画する体制づくりに努める。
 - 「授業評価」については授業改善に役立てる。
 - 運営協議委員会の開催。
- ⑥「学校だより」「ブログ」等を通して学校情報を迅速に配信し、学校を「見える化」していく。